

大阪労働局発表
平成30年2月20日

【担当】
大阪労働局総務部
労働保険適用・事務組合課
電話 06-4790-6340

報道関係者 各位

大阪西労働基準監督署における文書のFAX誤送信について

大阪労働局（局長 田畑 一雄）は、大阪西労働基準監督署（以下「大阪西署」という。）において発生した個人情報を含む文書のFAX誤送信について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 事案の概要

大阪西署において、大阪西公共職業安定所（以下「大阪西所」という。）にFAX予定のA事業場の開設届出書、B氏の診断書、住民票（写しの複写）（以下「添付書類」という。）を、誤ってC事業場にFAX送信するという事案が発生した。

添付書類には、B氏の氏名、住所、電話番号、健診結果、B氏が受診したD医療機関の名称、医師名、A事業場の名称等が記載されていた。

2 事実経過

- （1）平成30年2月8日、大阪西署において、B氏からA事業場の労働保険・保険関係成立届及び添付書類を受理し、労働保険加入手続きを行った。
- （2）同日、B氏から大阪西署に電話連絡があり、大阪西所で雇用保険の手続きをするために大阪西署に提出した添付書類が必要なため、大阪西所宛てに当該書類をFAX送信してほしい旨の依頼を職員Eが受けた。

- (3) 職員Eは、B氏本人からの依頼であり、緊急性があると判断し、FAX複合機の大阪西所宛てのFAX番号登録ボタンを職員Fと二人で確認して送信した。その際、職員EがC事業場のFAX番号登録ボタンも誤って押したことに気付かず、大阪西所及びC事業場宛てに送信した。
- (4) 同日、C事業場から大阪西署に電話連絡があり、大阪西所宛てのFAXを受信した旨申し出があり、FAX送信記録を確認したところC事業場に送信記録があったため、誤送信が判明した。
- (5) 同日、大阪西署労災課長がA事業場を訪問の上、B氏に経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。
- (6) 同日、大阪西署労災課長がD医療機関に電話連絡の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、改めて訪問の上で謝罪したい旨申し入れたが、訪問による謝罪は固辞され、当該対応での了承を得た。
- (7) 同日、大阪西署副署長がC事業場に電話連絡の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、改めて訪問の上で謝罪したい旨申し入れたが、訪問による謝罪は固辞され、大阪西署からFAX受信した資料は同署宛て郵送する旨回答を得た。
- (8) 同月9日、C事業場から大阪西署に郵便物が届き、誤送信した全ての書類を回収した。

3 発生原因

職員E及び職員FがFAX送信先へのテスト送信、FAX番号、送信先名称及び送信先件数を確認するという基本動作を怠ったこと。

4 再発防止策

- (1) 大阪西署においては、平成30年2月9日、署長から職員（非常勤職員を含む。）に対して、本件事案の経過を説明し、個人情報の適切な管理・取扱いについて再度徹底するよう指示するとともに、緊急時に個人情報を含む文書をFAX送信する際には、基本動作について再度徹底するよう指示した。
- (2) 大阪労働局においては、平成30年2月20日、総務部労働保険適用・事務組合課長から管下の労働基準監督署長に対し、本件事案の経過について通知し、併せて個人情報の適切な管理・取扱いについて再度徹底するよう指示するとともに基本動作の形骸化防止について再度徹底することにより、再発防止に努めるよう指示した。